

第12回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年6月26日（木）午後2時40分～午後3時30分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
5 番 寺田俊秀	6 番 宮崎陽一	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘
16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	18 番 金子初夫	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

20 番 入江泰子	22 番 末吉秀明	23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一
25 番 田中芳邦	26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	30 番 原田久也
31 番 本多晋介	35 番 中山秀樹	37 番 田中昭博	38 番 荒木健一
41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司	45 番 兼俵朝樹
47 番 木下勝徳	48 番 太田保則		

4 欠席委員
(農業委員)

7 番 神崎好史 14 番 浅田修弘 15 番 内田一郎

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	21 番 中野裕二	28 番 本多正敬	29 番 岡田裕弥
32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力	36 番 田中八郎
39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努	44 番 石橋正浩	46 番 本多信之介

5 議事録署名委員 5 番 寺田俊秀 6 番 宮崎陽一

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎 末永 透

[日 程]

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 使用貸借を解約した旨の通知について
 ・ 非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、ちょっと定刻を過ぎましたけれども、ただいまから第１２回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、７番神崎委員、１４番浅田委員、１５番内田委員、９番増田委員、２８番本多委員、３２番三宅委員、３３番飛永委員、３４番本多委員、３６番田中委員、３９番山本委員、４０番宮崎委員、４４番石橋委員、４６番本多委員のほうから欠席の届けがあつております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は１６名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第１２回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日、長崎県農業会議の通常総会が長崎市で開催されました。その総会の中で、表彰伝達式が行われ、長崎県農業会議農業委員表彰を山下勝也委員が受賞されました。大変長きにわたり農業委員活動を実践されてこれ、地域の農業振興に大きく貢献されてまいりました。受賞おめでとうございます。これからも、引き続きご活躍、期待をしております。よろしくお願いいたします。

また、併せて農業者年金基金理事長表彰の伝達が行われ、本市は新規加入者数、女性新規加入者数、目標達成度合いなど５項目で表彰を受賞しました。これもひとえに委員皆様の努力の成果と感謝しております。これからも農業者年金の加入推進のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

また、総会后、「地域農業の発展に向けて～長大経済木村ゼミの活動～」という演題として、長崎大学経済学部教授木村眞実氏の講話を拝聴してまいりました。内容としては、７人の長大生が西海市のミカン農家で農作業を共にすることで、週に１回、半年ほど通われたそうです。農業者に共感するという課題だったようです。ということで、経済学部生が、一次産業である農業に目を向けて学習するということで、うれしく感じてまいりました。うちの南島原市農業委員会も、農作業体験事業に取り組む準備を始めたところで、まだ申込みはゼロ件というところですが、メディアなどに出していただいて、新規農業者の就農に貢献できればと思っておりますので、皆様、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局長から、農業委員１９名中、出席委員は現在１６名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に５番寺田委員、６番宮崎委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第４９号 農地法第３条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第４９号 農地法第３条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

２ページをお願いいたします。

売買６件、４、１０４平米、贈与１件、５８５平米です。

(議案第49号 番号1～7を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番、2番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「別にありません」との声)

議長 次に、3番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、4番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、5番、6番、7番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

〇〇番〇〇委員 5番と6番と7番ですけれども、譲受人が「〇〇〇〇」とおっしゃられましたけれども、「〇〇〇〇」だと。

事務局(〇〇) 大変失礼しました。

議長 ほかがございませんか。

意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第50号 農地法第5条の規定によります許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、布津町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、布津町〇〇番の〇、地目が畑で、面積が158平米です。転用の目的が住宅建設用地です。現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて自宅を建設したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権、時期は許可あり次第、期間は永年となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われますが、居住する者の日常生活上又は業務上に必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

住宅建設用地158平米です。木造2階建て72.96平米となっております。現状のまま整地を行います。周囲には既存の石積み等がありますので、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、新設する溜樹と排水管を経由して道路側溝に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水と同じ排水管を経由して道路側溝に放流予定となっております。なお、放流先及び排水管の埋設につきましては、市の管理課との協議済と

なっております。特に、排水管につきましては、令和7年5月25日付で占用許可済となっております。なお、資金につきましては、自己資金と借入金により賄われます。

あと、ちょっと写真のほうを出します。

今、こう出ておりますけれども、こちらの写真で、ちょっと赤のラインが間違っております。場所が、ここからここですね。今、ちょっと赤でつけましたけれども。今、赤の線がここに出ていますけれども、このの方の下のところ地区内です。ですので、この、ちょっとここに線が本来は入ってなければいけませんでしたということで、訂正のほういたします。範囲はここ、この範囲が建つということとなっておりますので、まずその修正のほうをお伝えしておきます。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日午前9時45分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の6名で見てまいりました。

地図出してもらっていいですか。

場所は、右上のオレンジのやつです。〇〇……字が消えていますけれども、右上のオレンジのやつが〇〇整備工場。すぐその横に、手前だったですか、旧〇〇跡があります。自治会は〇〇ですけれども、その右側辺りが旧〇〇駅です。場所は、その旧〇〇駅とか〇〇跡とかありまして、国道251号沿いから山手に直線距離で約200mほど行ったところで、そこら辺一体、〇〇自治会と言うんですけれども、自治会の中では一番山手側に位置する申請地であります。

この申請地のすぐ右側に、写真に写っていませんけれども、右側が自宅です。自宅の隣に息子さんの家というかな、それを建てたいということだったと思います。左手が、今、正面になりましたけれども、先ほどの写真から左側、今、北のほうに向いていると思いますけれども、そのハウスも、営農ハウスですけれども、自らのもので営農されております。排水についても、ただいまの説明のとおり許可が取れているということで、何ら問題ないと思われます。

以上のようなことでありまして、本申請について許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおり、問題なかったと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、番号2について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号2、布津町の〇〇さんから島原市の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇と〇〇番〇の2筆になります。いずれも地目畑、合計が501平米となります。転用の目的は個人住宅用地です。現在、借り住まいのため、申請地を譲り受けて自宅を建設したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永年です。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

個人住宅用地501平米ですが、進入口が52平米あり、有効面積が449平米となっております。木造平屋建て134.15平米です。現状のまま整地を行い、周囲には擁壁を架設し、コンクリート及び砂利により舗装されます。砂利の流出の心配はありません。雨水につきましては、新設する溜枳を経由して道路側溝に放流予定となっております。なお、汚水・雑排水につきましても、合併浄化槽を経由し、雨水と同様に道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては、市管理課との協議は済んでおります。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日午前10時頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の計6名で見てまいりました。

場所は、先ほど言った〇〇整備工場というのが一番右下ですね。すぐ近いんですけども、もうちょっと下側寄りに行ったところから、すぐ右側にコンビニエンスストアとかがありますけれども、中央下、河川と書いてあるそれが〇〇川なんですけれども、その川沿いに直線距離で400mほど山手側です。道路はどこからでも行けるんですけども、行き方というより距離を言ったほうが早いかなということで、右上が〇〇自治会、左側に行きますと〇〇自治会ということで、家が〇〇自治会で、家は一番左側、土地が右側という道筋のところであります。

先ほどの説明のとおり、雨水・生活排水について何ら問題ないです。また、予定地は、上のすぐ正面に見えているのがお父さんの自宅なんですけれども、自宅との隣接地でありまして、例外規定に該当すると思われ、問題ないと思われます。

以上のようなことでありまして、本申請について許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおり、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからのご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3ですが、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、番号3につきまして説明いたします。

5ページをお願いいたします。

番号3、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇株式会社さんへ、西有家町〇〇番と〇〇番〇

の2筆になります。地目は田と畑となります。合計の791平米になります。転用の目的は駐車場用地です。申請地を借り受けて、事業用の車両・重機及び従業員用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権、時期は許可日、期間が20年間となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。駐車場用地791平米です。事業用の車6台、3tトラック1台、軽トラック1台、ユンボ1台、従業員用の車分が4台の計13台分を確保いたします。現状のまま整地を行い、土留め工事をし、碎石舗装をするので土砂の流出は心配ないと思われます。雨水につきましては、新設する溜桝と排水管を経由し、既存の水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。なお、新設する排水管につきましては、法定外公共物占用許可について市の管理課と協議が済んでおります。なお、令和7年6月10日付で、占用許可済となっております。また、排水管の埋設につきましては、赤道の反対側にあります、資料で言いますと左側農地になりますが、こちら〇〇番〇の所有者から、この敷地内を通して埋設をしていいですよということで承諾書を得ております。なお、資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午前9時20分頃より、私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。

場所は、国道251号、西有家の〇〇の交差点から県道雲仙西有家線を上って、〇〇バス停と図面にある、多分バスは通っていないのかな。バス停があったところなんですけれども、そこを右折、デイサービスセンター〇〇園があるところのすぐ真下になります。図面のとおり、駐車場用地ということで、碎石舗装で、真ん中に溜桝を設けて、赤道を経由して隣地の土地に埋設して水路に流すということで、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、現地確認いたしましたが、問題は見当たりませんでした。審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議長 次に、番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、番号4につきまして、6ページをお願いいたします。

番号4、加津佐町の〇〇さんから南有馬町の一般社団法人〇〇会さんへ、加津佐町〇〇番外2筆、いずれも地目は畑、合計の1,534平米となります。転用の目的につきましては露天回収〇〇置場用地となっております。当該法人が回収した〇〇を雨水等で〇〇するため、申請地を借り受けて露天回収〇〇置場用地として利用したいということでございます。権利の内容につきま

しては貸借権、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては5年となっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われます。一般社団法人〇〇会が実施する有明海をきれいにするための事業のうち、〇〇を回収・処分する事業について、回収してきた〇〇を処分するためには、そのまま裁断機等機械にかける場合につきましては、〇〇の〇〇により機械自体がさびてしまいますので、事前に〇〇する必要があります。よって、今回、この回収した〇〇をしばらく雨ざらしにして〇〇するための〇〇の置場となります。露天回収〇〇置場1、534平米となっております。最大1m切土し、整地を行います。〇〇の保管スペースにつきましては、0.3mから0.5mの切り下げを行い、〇〇を乗せるすのこのような台を設置します。雨水による〇〇であり、すのこの下は素掘りの浸透桝を設置する予定です。土砂の流出はありません。ちなみに、雨水につきましては、浸透桝に向けて傾斜をさせるということで、外のほうには出ていかないようにするというところでございます。汚水・雑排水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午後1時45分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。

場所につきましては、国道251号より口之津警察の前、389号に入って口之津警察署の前を通りまして、〇〇のほうに行きまして1kmぐらい山手のほうに行きますと、右側に〇〇ため池というのが見えますが、そこから今度左のほうに旧〇〇浄水場というのがございますが、その道から100mぐらい上ったところに場所があります。ここは大変坂で雨が降っておりまして、なかなか登りにくいということもありましたが、あと、〇〇リサイクルセンターが近くにありますが、そこぐらい上りますと、もうすぐ50mぐらいですぐ行けるということでございました。ここはですね現況は、あれご覧のとおり既にもう草が、大体背丈が高くなっておりまして、大部分遊休といいますか、放置されている農地ではなかったのかなというふうに思っております。そして、この事業といいますか、〇〇を雨ざらしにして〇〇を抜くというのは、なかなかこの方も初めてということでございまして、なかなか〇〇がどのように農地に影響するのかなと思っておりますが、多分そんなに大した〇〇はありませんし、雨ざらし、雨で抜くということでございますので、そんなに周りの農地には影響はないのではないかと見てまいりました。前の農家からも承諾をもらっているということでしたので、特に問題はないのかなというふうに見てまいりました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、何ら問題は何と思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 先ほど〇〇がないということは、ないという確実性はないわけですね。だから……事務局（〇〇） マイクが来るまでちょっとお待ちください。

〇〇番〇〇委員 確実性がないので、もしものことがあってというか、そういう〇〇があったならば、どういう対処を農業委員会として許可を出したならば、農業委員会が責任を持たんばいかんやろうけんというのも少しは考えておかなければ、文句出たとき、多少はそれ……。普通、島原半島

は〇〇のないところはないみたい、〇〇が当たりますからそうでもないんだろけれども、〇〇がかぶっておれば、やっぱり何らかの影響はあるのではないかなというふうに考慮しておかないといけないので、もしあったときのことを考えたらと思うので、ちょっと何かこう、調査をするとか何とかとか、たまには見てみるとか、準備しておかないといけないのではないかなと私は思うんですけれども。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） 先ほどの雨によって〇〇の〇〇を抜くというやり方なんですけれども、なかなか、今回の申請者の方も初めてするというのが実際ありまして、こういったので、量もどのくらいあるかもあるんでしょうけれども、実際、雨が降ったときに表面を流す、流れてするので、実際、1回の雨で全てが〇〇するわけではないので、徐々にという形で。説明では、半年から1年、または長くかかるのであれば2年近くそのまま放置するような形、放置して流すという形になろうかと思うということで、実際、その間、雨が降らなければという点もあるんでしょうけれども、非常に濃縮された〇〇が出るというわけではないかなというふうには思っております。実際、〇〇については、中の芯までなっているというのはあまりなくて、表面がちょっと浸透した部分までは、塩の影響が出ているというのが多いかな。特に、大雨が降ったりとかしたときに、山から流れてきて海に流れついたのが流木として浜とかそういったところに、漁港なんかに流れ込んでくるというのがあるので、そうなかなか承認されてないものであろうということで、〇〇もそうたくさん含有しているわけではないだろうということで見えております。

一応、隣の農地につきましても、そういった雨による〇〇するための施設ですということで、今、話もしてあるということで、実際、その点につきましても、この関係者の方から説明をしてもらっている。結構、下のほうの農地、カボチャとか植えてあったんですけれども、その農家とも話をしているということでしたので、実際、どのくらい〇〇が上がって、どのくらい被害が出るかというのは実際分からないということ。あと土の中に入ってからということになりますので、どのくらい、農地以外のところに浸透して出て行くかということも。そういうことで、ちょっとそこは、実際動いてみないと分からないところはあるかなと思うんですけれども、そこまで大きな塩害が出るような感じではないかなというふうに思っております。

〇〇番〇〇委員 実は、うちのところは、すぐ近くに〇〇がありまして、一遍、東大の先生が参られてから、ため池と井戸の水を調査してもらったら、植物が生える濃度ではない〇〇が確認されたということで、あれでよく苺が育っていますねとおっしゃってから、作ってますけれどもといったんです。ただでさえ、その風だけででも、〇〇の〇〇が吹いていても〇〇濃度が結構検出されておるから、それを数値で測れば何らかの影響はあるのじゃないかなと思うところで、ちょっと老婆心的な部分で言ったんですけれども、やっぱり初めてされるということなら、なおさら見えておかないといけないかなと思いましたが、よろしく。

議 長 ほかが意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、説明に入ります前に、皆さんに2枚物の横、差し替えなんかの資料を差し上げております。7ページ、8ページになります。その分で、訂正の内容を先にご説明をさせていただいてから、この内容説明にしたいと思います。

資料の7ページと8ページ、訂正の内容を申し上げますと、まず、7ページの番号4番について、出し手の方が既に亡くなっていた方でありましたので、故人の表記にするとともに、相続人代表を追記しております。

次に、番号6について、その2筆のうち、〇〇番〇が故人の名義、それと〇〇番〇は相続人代表本人の名義ということでありましたので、それぞれ別件として取り扱うことにして、番号6、番号7とし、以下番号を1番ずつ繰り下げるということにいたしております。

次に、訂正前の番号でいいますと、8番について、出し手の住所に建物の名称が不足しておりましたので、建物名を下に追記しております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページの番号12。番号12番についてですけれども、〇〇番〇の面積に誤りがありましたので、訂正をいたしております。

訂正の内容は以上ですが、その結果、7ページから8ページにかけて、2行ずつ下にずれておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明させていただきます。

今お配りしております7ページ、8ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、全て新規のみで、賃借権が4件、8,019平米、使用貸借権15件、3万1,705平米、合計で19件、3万9,724平米でございます。なお、個別の案件につきましては朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきましては、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること。または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることというこの条件のいずれかを満たしておりまして、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、7ページ、番号3は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号3について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号3について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

9 ページは、**農地法第 18 条第 6 項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

10 ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

次に、**非農地証明書交付願について** を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明をいたします。

11 ページをお願いいたします。

番号 1、布津町の〇〇さん、布津町〇〇番、地目が畑で現況が山林です。面積のほうが 250 平米となっております。転用の目的は山林です。現在、耕作管理されておらず、放置していいため、平成 20 年月日不詳から山林化しております。

平成 17 年以降、耕作管理をせず放置していたため、平成 20 年頃から山林化ということでございます。なお、周囲の農地につきまして、特に南側になりますけれども、こちらが、隣接するところが 3 筆、地目畑となっておりますけれども、こちらについて、今もう山林状態ということでございます。なお、この地主さんにつきましては、願出人のほうから説明をさせていただいて了承を得ておるということでございますので、ご報告いたします。なお、こちらにつきましては、その畑のそれよりもっと南になると地目は全て山林というふうになっております。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6 月 24 日午前 10 時 35 分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局 3 名の 6 名で見えてまいりました。

写真で分かりづらいですが、その略図のあるところなんですけれども、〇〇という自治会から〇〇方面に中央下のほうにあったかな。山の中腹というか、自販機が何台か出てくる場所があるんですけれども、そこからちょっと下り坂になるところです。その直下です。左側直下のところにあるんですけれども。左、真ん中、上、そこに〇〇公民館というふうに書いてありますけれども、そこからすぐ行ったところであります。ご覧の、写真ありますか。ご覧のとおり、これが直下でありまして、正面が海側、これが逆から見たほうかな。正面が向こうに上がっている側ですね。これが申請地なんですけれども、ご覧のとおり、完全に山林化しておりまして、先ほどの説明のとおり、隣地においても山林としては許可してもらっては困るというような話もないということでありまして、非農地証明、仕方ないかなと思っております。

議事録でちょっとどうかと思いますけれども、時間的に若干早く、20 分ぐらい早く着いたもんで、申請人がまだということで、申請人待ちの状態のときに、我々委員 3 名でこれはどうしたものかと、日照に問題がないかという話もちょっとしたんですけれども、この写真で分かりづらいかもしれませんが、右上ですね。そちらの山林、ほかの山林のほうの方がもっと背が高く、狭小地といいますか、すぐ広域農道が上を走っておりまして、急傾斜地なんです。この山

林化、切っても切らなくても地形的な部分もあるんですけれども、日照的に全然変わらないなということで、もうこれは山林化しておりますので、非農地証明しかないかなと思って見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおりで、仕方ないかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、その現状についてはよく分かりましたけれども、この地図でありますように、下のほうの山林と隣接してあるところに畑、現状はまた違うと思うんですけれども、畑があって、それを飛び越えたところを非農地にする。その現状ももう山林化しているということでありますけれども、そういう飛び越えてからそれを許可ができるのかどうか。どういふところもみんなこういうところがあるのであれなんですけれども、一緒に非農地の申請をするとかというのなら話は分かりますけれども、間に地目の畑を残して、そして自分ところを先にするというのができるのかどうか、問題ないのかお聞きしたいと思います。

議長 事務局。

事務局（〇〇） こちらの現状としましては、本来はこの周りの畑のところの方たちと一緒に出されるのがいいんですが、この名義が違いますので、なかなか一緒にという形には当然できないということ、それぞれの考え方がありますので。ただ、現況としましては、今回の非農地証明書交付願につきましては、申出をしていただいて、そしてこれを農業委員会で許可を取れば、証明書を交付していただいて、すぐ名義の変更をしたいということです。この残りの畑の方たちについては、まだそこまでの話ができていないのかなと思われます。ですけれども、この地目の変更に関することでもありますので、ですけれども、こちらについては、間に農地は入っていたということであっても、中には登記地目が畑であって、現況の地目がもう既に山林というところも実際にあったりしますので、これはあくまでも現況の地目が、現況も含めて、現在は畑となっていますけれども、こちらについては、実際、周りのほうにも、見ていただいたとおり斜面の上のほうになります。見ていただいたら本当はもう非農地かなとも思うところなんですけれども、一緒にされていないのが別の名義だという、間に畑の地目があっても問題はないかなと思っております。

議長 ほか何かございますか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この転用目的が山林とあるんですけれども、山林となれば、もう全然管理はしないということですよ。あの写真で分かりますように、すぐに接している農道があって、その農道の左側は農地ですよ。ですから、そのまま放っておいて大木なんか生えたら、絶対道路も邪魔になるし、いずれはその反対側の農地のほうも影響が出てくると思うので、そこはある程度管理をしてもらわないといけないと思うんですけれども。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 実際、地目を山林に変えたら、管理をしなくていいかという問題がありますけれども、どの地目であっても管理をする、実際は。ただ、こちらが農業委員会として指導ができるかという問題はありますけれども、地目が山林に変わってしまえば。ただ、一応、こちらについては農地がすぐ近くにありますのでという話、ちょっと相談に来られたときから、ここはちょっとすぐ改良区が造った道、すぐ道がありますけれども、ここのすぐ横にU字溝があってからです。ここ

のところに葉っぱが詰まったりとかすれば、当然いろいろ問題があるので、全く管理せんということはまずできんとは思いますがということは言っています。実際、いろんなものが詰まったりとか、そして……だとか、木が倒れたりとか、そういったときには、もうあくまでもそれは地主さんが管理とか処分とかそういったところはしないといけないので、管理を全くしないという意味での山林化ということではないと。一応、そちらについてもこちらには、一応山林にはするけれども、何かあればきちんと相談してするということは、来られたときに一応お話はさせてもらっておりますので。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。